

## ローン関係

たんしんのホームページでローンの審査がご利用いただけます!!

パソコン、スマートフォンから簡単!  
いつでも!どこでも!

- 住宅ローン ●マイカーローン
- 教育ローン ●カードローン
- フリーローン etc



Web完結対応  
ローンも  
好評取扱中!

お申込み・詳細はこちら  
[https://www.tanshin.co.jp/loan\\_entry/](https://www.tanshin.co.jp/loan_entry/)



### ■住宅ローン「グッドライフ」

住宅の新築・購入・増改築および借換にご利用ください。お取引の内容に応じて当金庫基準金利から一定の金利を優遇します。



### ■たんしん無担保住宅ローンII

自宅の購入資金・リフォーム資金、住宅ローンの借換えなど住宅資金全般にご利用いただけます。(最高2,000万円まで)

### ■Web完結対応マイカーローン Web完結対応

乗用車購入等の資金にご利用いただけます。下記条件に該当されるお客様には、基準金利から最大0.8%の金利を差し引かせていただきます。また、お借入れ期間中はロードアシスタントサービスが付帯されます。

- (①Web完結型で申込 ②給与振込指定 ③職域契約先にお勤め)



### ■スピードローン生活上手 Web完結対応

お使いみちは自由です。パート・アルバイト、年金受給者の方や世帯収入のある専業主婦の方、また個人事業主さまの事業資金にもご利用いただけます。

申込からご契約までWebで手続きができる「Web完結」対応のローンです。



### ■職域フリーローン

お使いみちは自由で、10万円～500万円までご利用いただけます。当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所または「たんしんBigAdvance」を契約している事業所の従業員さま限定ローンです。

ローンに関するお問合せは、各店舗へお気軽にご相談ください。  
当金庫のホームページやフリーダイヤルでもご相談いただけます。

フリーダイヤル **0120-839-939** [受付時間 9:00～17:00(平日)]

住宅ローンの相談は土日祝日でもオンラインでご相談いただけます。  
お申込み・詳細はこちら▶ <https://www.tanshin.co.jp/online/>



## 年金受給者向けのお得な商品

たんしんでは、公的年金を当金庫でお受取りいただいている方や年金受取りのご予約をいただいた方に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金をご用意しています。また、年金をお受取りいただいている方には、提携施設にて様々なご優待サービスが受けられる「わくわく倶楽部」の特典など8つの特典がご利用いただけます。



### 年金受給者向け定期預金

商品名	ご利用いただける方	預入金額	預入期間および適用金利	取扱期間
きらら	当金庫で公的年金を受給頂いている方	1,000万円まで	[1年] 店頭表示金利+0.15%	2026年3月末まで
きらら Jr.	満55歳以上で当金庫に公的年金の「振込指定予約」をしていただいた方	700万円まで	[6ヵ月～1年6ヵ月] 店頭金利+0.10% (当初は誕生日までの満期日指定、その後は1年)	2026年3月末まで

\*詳しくは、窓口または担当者にお問合せください。

## 退職者向けのお得な商品

たんしんでは、満50歳以上で退職金をお受取になられた個人の方に、店頭金利に上乗せしてお預かりする定期預金をご用意しています。また、公的年金の振込指定をご予約いただいた方またはお受け取りいただいている方には、更に金利を上乗せさせていただきます。



### 退職者向け定期預金

商品名	ご利用いただける方	預入金額	預入期間および適用金利	取扱期間
スーパーきらら	満50歳以上で退職金をお受になられた方で、退職金である事の確認ができる方	100万円～退職金受取額まで	退職金のみ 3ヵ月: 0.40% 6ヵ月: 0.25% 退職金+年金予約または年金受取 3ヵ月: 0.80% 6ヵ月: 0.50%	2025年12月30日まで

## 子育て世帯向けのお得な商品

たんしんでは、2024年度より地域の子育て世帯の方々を応援する商品として、「子育て応援定期預金」、「子育て応援定期積金」を取扱っております。18歳未満のお子様がいいらっしゃる保護者の方を対象に、金利を上乗せさせていただきます。



### 子育て世帯向け定期預金/定期積金

商品名	ご利用いただける方	預入金額	預入期間および適用金利	取扱期間
子育て応援定期預金	18歳未満のお子様がいいらっしゃる保護者の方	10万円以上 1,000万円以下	期間: 1年のみ 金利: お子様1人 店頭金利+0.10% お子様2人 店頭金利+0.20% お子様3人以上 店頭金利+0.30%	2026年3月末まで
子育て応援定期積金		1万円以上 5万円以下	期間: 6ヵ月以上5年以内 金利: お子様1人 店頭金利+0.10% お子様2人 店頭金利+0.15% お子様3人以上 店頭金利+0.20%	2026年3月末まで

※お取引内容により、上記金利に更に最大0.10%上乗せ

## ～たんしんの年金 8つの特典～

- 1,000万円まで金利上乗せ定期預金「きらら」
- 年金友の会「信寿会」
- 「HOME ALSOKみまもりサポート」をご優待価格でご案内
- まさかに備えて「交通事故見舞金制度」
- 当金庫ATM「時間外手数料」が無料
- 「わくわく倶楽部」の特典のご利用
- 24時間受付「安心健康サポートダイヤル」
- 「お誕生日プレゼント」を進呈

## ATMおよびインターネットバンキング (IB) のお得なご利用

### 定期預金

ATMおよびIB、または通帳アプリを利用して定期預金をお預けいただくと金利がお得です。

上乗せ金利 = 預入期間 (年) × 0.02%

	ATM	IB・通帳アプリ
1年定期	0.02%上乗せ	0.02%上乗せ
3年定期	0.06%上乗せ	0.06%上乗せ
4年定期	0.08%上乗せ	
5年定期	0.10%上乗せ	0.10%上乗せ

定期預金の預け入れ期間に応じ、店頭基準金利に一定の金利を上乗せしてお預かりします。

※ATMおよび通帳アプリをご利用の場合、初回満期日までの上乗せとなります。

### 振込

ATMおよびIBを利用してお振込をしていただくと、手数料がお得です。ATMなら稼働中いつでも、IBなら365日24時間いつでも当日振込できます。

**ATM振込制限の実施について** \*特殊詐欺被害を防止するために、60歳以上のお客様でキャッシュカードを保有し、過去3年間にATM振込をされていない口座を対象に、キャッシュカードによるATM振込のご利用を停止させていただきます。なお、「お引出し」「お預入れ」など、振込以外のお取引はご利用いただけます。キャッシュカードによるATM振込の利用を希望される方は、お取引店にお気軽にお申し出ください。

項目	ATM		インターネットバンキング		窓口	
	キャッシュカード	現金	個人IB	法人IB		
3万円未満	当金庫宛	110円	110円	110円	110円	220円
	〃 (会員)	無料	—	無料	無料	無料
	他行宛	270円	380円	270円	380円	600円
3万円以上	当金庫宛	220円	220円	220円	220円	440円
	〃 (会員)	無料	—	無料	無料	無料
	他行宛	440円	550円	440円	550円	770円

〈10万円を超える振込について〉

- \*「犯罪収益移転防止法」により、ATMによる10万円を超える現金振込はできません。
- \*キャッシュカードによる振込は従来どおりご利用いただけます。(但し、「取引時確認」がお済みでない口座のキャッシュカードは10万円を超える振込にはご利用いただけません。)
- \*窓口による10万円を超える現金振込には「取引時確認」をさせていただきます。
- \*キャッシュカードによる振込において、1日あたり300万円を超える振込はできません。

手数料には消費税が含まれています。(2025年4月1日現在)

## ATM

なら  
**稼働中**  
であればいつでも  
**当日振込**できます

## インターネットバンキング

なら  
**365日24時間**  
いつでも**当日振込**できます

※お受取人様の金融機関が対応していない場合やお受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、当日に入金されないケースがあります。また、システムメンテナンスの時間帯は、ご利用いただけません。詳しくは、窓口へおたずね下さい。

インターネットバンキングに関するお問い合わせは、専用ダイヤルにご相談ください。  
当金庫のホームページからチャットでもご相談いただけます。  
「しんきんIBヘルプデスク」フリーコール **0120-933-419**【受付時間 9:00~22:00 (平日)】

### 特殊詐欺にご注意ください!

SNSを通じて投資を勧めたり、金銭を振り込ませようとするSNS型投資・ロマンス詐欺による被害や、偽のWebサイトに誘導してインターネットバンキングのIDやパスワードを騙し取るフィッシング詐欺、正規のサポート業者を装ったサポート詐欺などによる不正送金被害が全国的に増加しています。不安だなど感じたら…金融機関または警察までご相談ください。

## ATM時間外手数料“無料”

当金庫では、個人のキャッシュカードで、下記のいずれかに該当する場合のATMの時間外手数料を無料にしています。

- 当金庫会員 ●給与振込指定口座のカード ●年金受取指定口座のカード

※上記のお取引をしていただいた翌月10日以降から無料となります。

## しんきんゼロネットサービス

下記の時間帯において、信用金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫が所有する自動機 (ATM・CD) で利用手数料が無料です。

- 《ゼロネットサービスタイム》 ●平日 / 8:45~18:00の入出金
- 土曜 / 9:00~14:00の入出金

※上記以外の時間帯および日曜・祝祭日のATM利用には所定の手数料が必要です。※本サービスの対象とならない信用金庫ATMが一部ございます。



## ATM利用手数料

手数料には消費税が含まれています。(2025年4月1日現在)

曜日	当金庫カード(※)	お預入れ	時間			
			8:00	8:45	9:00	14:00
平日	当金庫カード(※)	お預入れ	無料			
		お引出し	110円	無料	110円	110円
	全国の信金カード	お預入れ	110円	無料	110円	110円
		お引出し	110円	無料	110円	110円
	他金融機関のカード	お預入れ	110円	110円	220円	—
		お引出し	220円	110円	220円	—
ゆうちょカード	お預入れ	220円	110円	220円	—	
	お引出し	220円	110円	220円	—	
土曜	当金庫カード(※)	お預入れ	無料			
		お引出し	110円	無料	110円	110円
	全国の信金カード	お預入れ	110円	無料	110円	110円
		お引出し	110円	無料	110円	110円
	他金融機関のカード	お預入れ	220円	220円	220円	—
		お引出し	220円	220円	220円	—
ゆうちょカード	お預入れ	220円	110円	220円	—	
	お引出し	220円	110円	220円	—	
日曜祝日	当金庫カード(※)	お預入れ	無料			
		お引出し	110円	110円	110円	—
	全国の信金カード	お預入れ	110円	110円	110円	—
		お引出し	110円	110円	110円	—
	他金融機関のカード	お預入れ	220円	220円	220円	—
		お引出し	220円	220円	220円	—
ゆうちょカード	お預入れ	220円	220円	220円	—	
	お引出し	220円	220円	220円	—	

(※) 次のお取引のいずれかに該当する口座は無料とします。会員・給与振込指定口座のカード・年金受取指定口座のカード  
「他金融機関のカード」は取扱いできない金融機関がございます。  
「—」印の時間帯はご利用いただけません。

## たんしん通帳アプリ

通帳いらず! 残高・明細をいつでもどこでもスマホでチェック!

たんしんから便利でお得な情報

しんきん通帳

口座があれば来店しなくてもOK! アプリからカンタンに手続きできます!

スマホで簡単手続き!

## たんしん通帳アプリ

- 照会期間最大10年間** 最大10年間の入出金明細がスマホでいつでも確認可能です! さらに20文字までメモ入力ができます。
- 定期の新解約が可能** 総合口座担保定期預金の新約および解約がお手続きできます! アプリで新約した定期預金には金利上乗せ!(初回預入期間)
- 記帳・繰越不要** ATMや窓口で記帳や繰越しをする手間がなくなり便利!
- 環境にやさしい** 通帳レスで紙をつかわないで環境にとってもやさしい商品です!
- ローン金利優遇** 各種ローンの金利優遇の対象になります! ※詳しくは店頭まで
- 住所変更の届出が可能** アプリで住所と電話番号の変更の届出ができます! ※お取引内容によっては別途お手続きが必要となります。

保有口座を最大5つまで登録できます!

登録した口座が「通帳レス口座」か「有通帳口座」かが一目でわかります。

口座番号そのままでもスマホでカンタン登録!  
口座開設時にご登録いただいているお客様情報や口座情報などにより本人確認を実施します。



※不正アプリを避けるため、こちらのリンクからダウンロードしてください。利用推奨環境 / Androidをご利用の方: Android7.0以上、iOSをご利用の方: iOS9.0以上

# 主な手数料のご案内

手数料には消費税が含まれています。(2025年4月1日現在)

## 為替関係手数料

### ●振込手数料

窓口、ATM、インターネットバンキング (IB) の各振込手数料は17ページをご覧ください。

### ●給与振込

種 類	基 準	税込金額	
		振込依頼書 (登録方式)	FB・FD・MT
当金庫宛	1件	無料	無料
他行宛	1件	110円	55円

### ●取立手数料

種 類	基 準	税込金額
電子交換 (小切手除く)	1件	440円
個別取立 (※)	1件	1,100円
他行預金 (他行の預金通帳)	1件	1,100円

※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となる場合

### ●その他

種 類	基 準	税込金額
送金・振込組戻料	1件	880円
取立手形組戻料	1通	880円
不渡手形返却料	1通	880円
振込変更手数料	当金庫宛	1件 220円
	他行宛	1件 660円

## 預金関係手数料

種 類	基 準	税込金額
小切手帳	通常	1冊 5,500円
	イメージ印刷判	1冊 5,610円
約束手形帳・為替手形帳	通常	1冊 2,750円
	イメージ印刷判	1冊 2,860円
イメージ印刷判登録手数料 (新規・変更)	1件	5,500円
自己宛小切手	1枚	1,100円
通帳再発行 (※1)	1冊	1,320円
証書再発行	1枚	1,320円
キャッシュカード・ローンカード再発行 (※2)	1枚	1,100円
残高証明発行	自動発行様式	1通 550円
	定型様式	1通 1,100円
	定型外様式	1通 2,200円

(※1) 通帳レス口座から通帳式に切替する場合も手数料が必要となります。名義変更 (結婚等) の場合は無料。

(※2) 名義変更 (結婚等)、口座移管の場合は無料。また磁気不良、IC不良により使用不能となったものは、再発行前のカードを窓口を持参された場合は無料。

## 貸出金関係手数料

種 類	基 準	税込金額
一般貸出金関係	証書貸付・当座貸越の条件変更	1口 11,000円
	信用調査	1件 実費
	保証書および承諾書発行	1通 5,500円
	不動産担保設定	1件 33,000円
	不動産担保登記事項変更	1回 11,000円
	極度増額・追加担保・一部抹消・全部抹消 (設定額にかかわらず)	1回 11,000円
	手形貸付の一部繰上返済 (※1)	1件 5,500円
	開発許可承諾	1件 33,000円
アパートローン	商品不動産担保抹消手数料 (※2)	1回 22,000円
	事務取扱 (収益物件購入・建築資金)	1案件 55,000円
不動産担保ローン	5千万円未満	1案件 55,000円
	5千万円以上	1案件 融資額×0.11%
	事業性資金 事務取扱手数料 (2千万円未満)	1案件 110,000円
	事業性資金 事務取扱手数料 (2千万円以上)	1案件 220,000円
住宅ローン (※3)	消費性資金	1案件 110,000円
	住宅ローンつなぎ融資取扱手数料 (初回のみ)	1取引 22,000円
	事務取扱	1件 55,000円
	プロパー融資、しんきん保証付融資 全国保証付融資	1件 110,000円
	一部繰上返済	1件 7,700円
	全部繰上返済	1件 33,000円
	条件変更	1件 11,000円
	住宅資金固定金利特約の選択事務取扱	1回 11,000円
その他のローン	住宅ローン残高証明書再発行	1件 880円
	リフォームローン事務取扱	1件 5,500円
	条件変更 (全部繰上返済含む)	1件 3,300円
確定日付	1件 770円	
火災保険 (共済) 保険料払込確認	1件 550円	
融資証明発行	1通 55,000円	
残高証明発行 (※4)	自動発行様式	1通 550円
	定型様式	1通 1,100円
	定型外様式	1通 2,200円
主債務の履行状況に関する情報提供	1件 3,300円	

(※1) 引当工事による内入、約定返済の条件となっている内入は除きます。

(※2) 商品土地 (賃貸用含む) の場合、金額に係わらず1区画毎に1回の担保抹消手数料が必要となります。商品不動産 (賃貸用含む) も同様に1棟 (土地+建物) 毎に手数料が必要となります。

(※3) 保証会社により異なる場合があります。

(※4) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は除きます。

## でんさいネットサービス手数料

種 類	基 準	税込金額 (インターネット)		税込金額 (窓口)	
		当金庫宛	他金融機関宛	当金庫宛	他金融機関宛
基本利用料	1ヵ月	無料		2,200円	
発生記録	1件	220円	330円	440円	660円
譲渡記録	1件	220円	330円	440円	660円
分割記録	1件	220円	330円	440円	660円
保証記録	1件	330円		660円	
変更記録	1件	330円		1,100円	
支払等記録	1件	330円		660円	
特例開示	1件	-		3,300円	
残高開示	1件	-		4,400円	
支払不能情報照会	1件	-		3,300円	
入金手数料	1件	-		無料	
特定記録機関変更記録	1件	-		4,400円	
中小企業倒産防止共済制度にかかる証明書発行手数料	1件	-		1,650円	
でんさい債引当金繰入事由にかかる証明書発行手数料	1件	-		1,650円	

## 各種サービス手数料

種 類	基 準	税込金額	
インターネット・モバイルバンキングサービス基本料 (個人)	1ヵ月	無料	
ファームバンキングサービス (FB)	法人インターネットバンキング	基本利用料 1ヵ月 1,100円 データ伝送利用料 1ヵ月 1,100円	
	ホームユース端末、FB専用端末、パソコン	基本利用料 1ヵ月 1,100円	
		データ伝送利用料 1ヵ月 1,100円	
	アンサー (通知) サービス	振込入金・取立入金通知サービス	1ヵ月 無料
自動引落・入金明細通知サービス		1ヵ月 1,100円	
貸金庫サービス	特大 (年間利用料)	1個 12,100円	
	大 (年間利用料)	1個 9,900円	
	中 (年間利用料)	1個 7,700円	
	小 (年間利用料)	1個 5,500円	
	貸金庫ご利用カード 再発行手数料	1件 5,500円	
	貸金庫鍵再発行手数料 (紛失・毀損等)	1件 5,500円 + 実費	
夜間金庫サービス	当金庫会員 (年間利用料)	1契約先 39,600円	
	会員外 (年間利用料)	1契約先 52,800円	
	靴	1個 3,300円	
両替サービス	入金帳	1冊 1,100円	
	紙幣・硬貨の合計枚数 (1~10枚)	1回 無料	
		紙幣・硬貨の合計枚数 (11~500枚)	1回 660円
		紙幣・硬貨の合計枚数 (501~1,000枚)	1回 1,320円
		以降、500枚までを区切りとして660円を加算	500枚ごと 660円
	両替機による両替 (設置店舗のみ)	1~500枚	1取引 200円
		501~1,000枚	1取引 400円
		1,001~1,500枚	1取引 600円
	汚損した現金・記念硬貨の交換	1回 無料	
	両替金の持参 (当金庫会員)	1回 330円	
両替金の持参 (会員外)	1回 550円		
硬貨精査サービス (※1)	硬貨の合計枚数 (1~500枚)	1回 無料	
	硬貨の合計枚数 (501~1,000枚)	1回 550円	
	以降、500枚までを区切りとして330円を加算	500枚ごと 330円	
	記念硬貨・旧紙幣・旧貨の合計枚数 (1~50枚) (事業用のみ)	1回 2,200円	
以降、50枚までを区切りとして2,200円を加算 (事業用のみ)	50枚ごと 2,200円		
株式払込取扱	1件	払込金額×0.25% ×110%	
取引履歴照会 (※2)	10枚まで (基本料金)	1回 550円	
	10枚超1枚につき (追加料金)	1枚 22円	
コピー料	1枚	33円	
個人情報等開示手数料	1回	1,650円 + 実費 (郵送の場合)	
未利用口座管理手数料 (※3)	1口座	1,320円	
破産管財人口座開設手数料 (※4)	1口座	11,000円	
財産管財人口座開設手数料 (※5)	1口座	11,000円	
インボイス管理表交付手数料	電子交付 (交付周期1ヵ月)	1回 無料	
	店頭交付 (※6)	1回 220円	
	再発行手数料	1回 1,100円	

(※1) 夜間金庫による預入は除きます。

(※2) 追加料金は警察からの照会の場合は33円となります。10年以上遡った照会はいりません。但し、特段の事情がある場合は、基本料金10枚まで11,000円、追加料金10枚超1枚につき220円とします。また、取引なしの場合も基本料金は必要となります。

(※3) 次の①~⑤全ての条件を満たす口座が対象となります。①普通預金口座であること ②最後のお預入れ (当該普通預金の利息入金を除く) または払戻し (未利用口座管理手数料の引落しを除く) から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがないこと ③該当口座の残高が1万円未満であること ④当金庫で他に定期性預金・投資信託・外貨預金・保険・国債等の取引がないこと ⑤当金庫で借入がないこと

(※4) 個人・法人問わず、破産管財人名義で新規に口座開設した場合に必要となります。

(※5) 相続財産管理人を含みます。

(※6) 交付申出日より最大過去1年間の範囲で指定いただけます。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて「総代会制度」を採用しております。

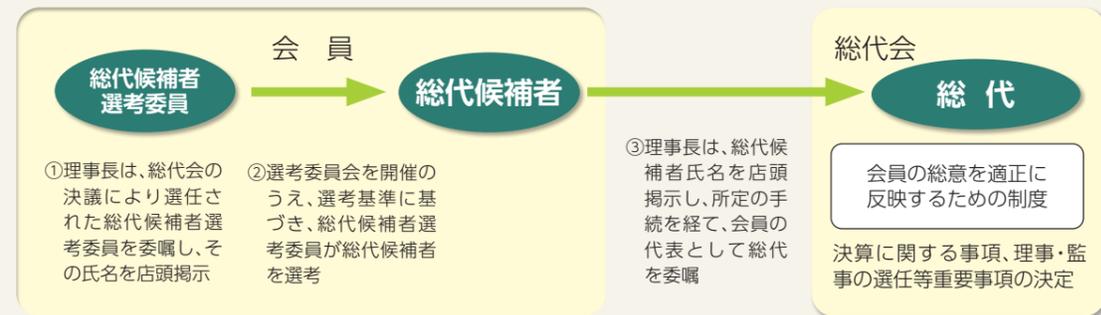
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代懇談会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代会会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
  - 総代の定数は、定款では90人以上190人以内と規定されていますが、実際は総代選任規程に100名と定められています。また、選任区域ごとの総代数は、当該区域の会員数に応じて配分されています。
- なお、2025年3月末現在の総代数は100人で、会員数は26,441人です。

(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
  - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
  - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

選任別会員数と総代数

選任区	会員数 (人)			総代数
	法人	個人	合計	
1区	728	6,089	6,817	25
2区	312	3,303	3,615	14
3区	170	2,368	2,538	10
4区	264	2,860	3,124	12
5区	326	4,245	4,571	18
6区	361	3,847	4,208	16
7区	345	1,223	1,568	5
合計	2,506	23,935	26,441	100

年齢別総代数

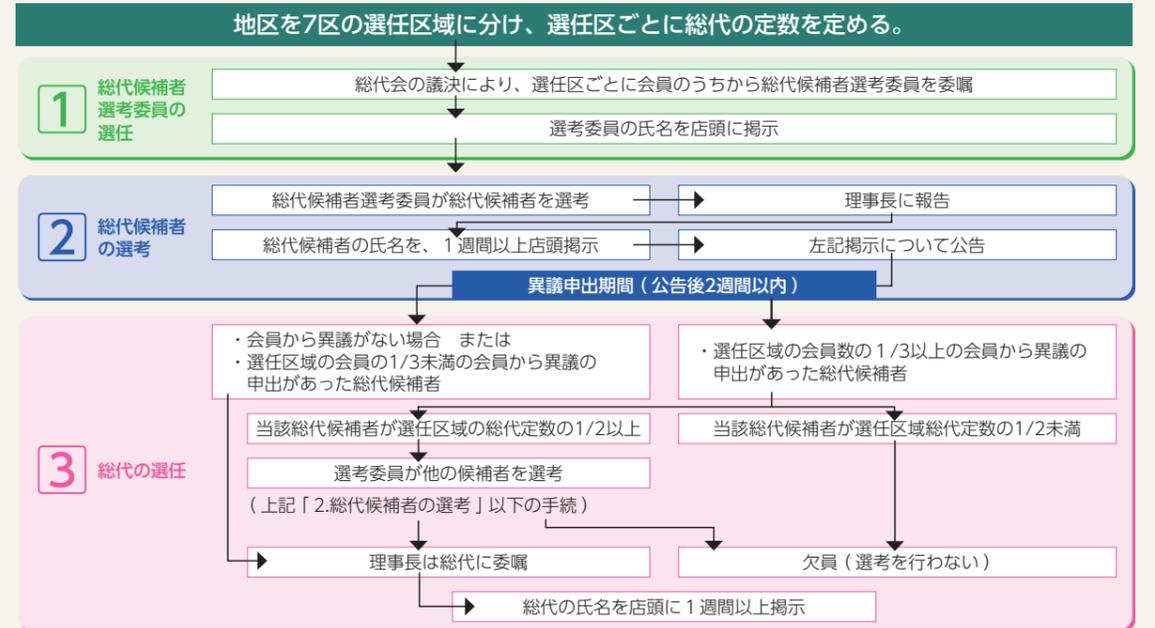
年齢	総代数 (人)
30歳未満	0
30～39歳	1
40～49歳	10
50～59歳	36
60～69歳	44
70歳以上	9
合計	100

(2025年3月末現在)

総代候補者選考基準

- ①資格要件
  - ・但馬信用金庫の会員である方
  - ・就任時点で満70歳を超えない方
- ②適格要件
  - ・総代として相応しい見識を有している方
  - ・良識をもって正しい判断ができる方
  - ・一般会員や預金者等からの信望が厚く、総代として責任感の強い方
  - ・人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
  - ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫との正常な取引関係を有する方

総代が選任されるまでの手続について



第77回通常総代会の決議事項について

2025年6月17日開催の第77回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

- ①報告事項 第76期（2024年度）業務報告、貸借対照表、及び損益計算書の報告の件
- ②決議事項 第1号議案 剰余金処分案の承認の件  
第2号議案 会員の法定脱退（除名）の承認の件

総代の氏名等

(任期 2022年11月14日～2025年11月13日)  
(50音順、敬称略)

選任区	地区	総代数	氏名
第1区	兵庫県豊岡市(除 旧豊岡市港地区、豊岡市日高町・城崎町・竹野町・出石町・但東町)、京都府京丹後市	25名	池内 資倫② 生駒 敬一⑧ 井戸 督⑥ 浮田 昌宏⑥ 卯野 隆也⑧ 遠藤玄一郎⑥
			岡本 慎二③ 小倉 努④ 長田 通明⑥ 小田 忠之③ 衣川 英生⑨ 木和田智成⑦
			小西 晴久③ 齊藤 彰⑦ 鈴木 政宏④ 竹中 宗明④ 津山 貴義⑦ 豊嶋 肇⑥
			服部 清隆⑤ 早川 薫④ 平野 慎二③ 平林 卓也③ 山崎 俊幸② 由利昇三郎⑥
			吉田宗一郎⑧
第2区	兵庫県豊岡市日高町・城崎町(含 旧豊岡市港地区)・竹野町	14名	飯田 高治④ 太田 義人③ 大田垣修二③ 垣谷 託司⑥ 北見 龍彦④ 佐藤 弘樹①
			田岡 浩典② 高宮 浩之① 田中 律也③ 谷本 貴④ 西松 伸二④ 長谷川冬彦②
第3区	兵庫県豊岡市出石町・但東町	10名	梁木 健二④ 川崎 祐紀② 川見 敏之② 齊藤 文昭⑩ 田中藤一郎⑤ 谷垣洋一郎③
			永井 秀和② 中村 博信③ 平岡 康寛① 福田 嗣久⑧
第4区	兵庫県美作郡(新温泉町、香美町)	12名	朝倉 富征⑤ 池田 宜広① 石井 康裕④ 上田真之介① 株本 高志⑤ 藏野 惠三③
			田丸 明人② 田村 昌士③ 中井 功④ 橋本 勝由⑦ 丸上 宗慈④ 安田 優二⑥
第5区	兵庫県養父市	18名	太田垣好孝⑤ 岡 清勝④ 片岡 篤宏⑧ 角野 昭昭③ 川口 秀昭④ 正垣 雅浩③
			谷 孝之輔③ 田村 敏胤⑥ 中尾 新⑥ 中島 良顕⑥ 中野 雅人⑥ 西村 正司④
第6区	兵庫県朝来市、京都府福知山市	16名	平山 敏明④ 福田 和起⑧ 藤田 英樹① 村上 進一④ 八木 敏之⑤ 安原 良春①
			今石 博行③ 江草 長史⑥ 笠谷 治⑧ 片岡 裕喜① 桂野 崇司① 北村 篤④
第7区	兵庫県姫路市(但し、旧姫路市、旧神崎郡香寺町、旧飾磨郡夢前町に限る)・神崎郡・高砂市・加古川市・揖保郡太子町	5名	衣川 浩二⑥ 小林 忠男③ 下村 和彦⑤ 富田 秀幸③ 豊田 活廣⑤ 永田 義典④
			藤井 啓⑨ 藤岡 良彦⑤ 藤原 新吾⑧ 細見 英作⑦
合計		100名	

※氏名の後の数字は総代への就任回数(2025年3月末現在)

総代の属性別構成比

職業別	法人代表者84%、個人事業主16%
業種別	卸・小売業21%、建設業19%、サービス業16%、製造業16%、個人事業主16%、その他12%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。(2025年3月末現在)

役員一覧

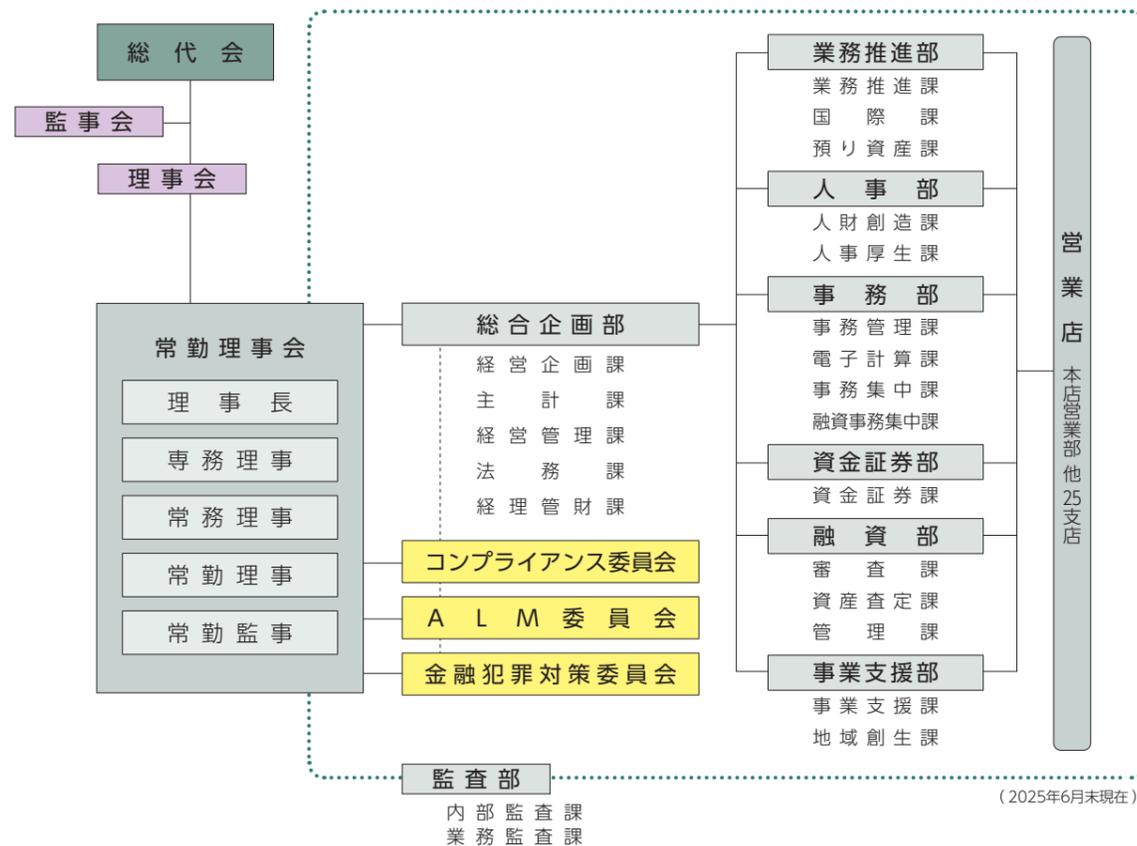
理事長 森垣 裕孝      常勤理事 小田垣 伸行      常勤監事 清水 裕明  
 専務理事 宮垣 健生      常勤理事 柏村 忠典      監事 川淵 茂行  
 常務理事 中井 與志夫      理事 窪田 誠也<sup>(※1)</sup>      監事 作花 良祐<sup>(※2)</sup>

(※1) 理事 窪田誠也は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 (※2) 監事 作花良祐は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。 (2025年6月末現在)



常勤監事 清水 裕明    常勤理事 小田垣 伸行    常勤理事 柏村 忠典    監事 川淵 茂行  
 理事 窪田 誠也    専務理事 宮垣 健生    理事長 森垣 裕孝    常務理事 中井 與志夫    監事 作花 良祐

組織図



(2025年6月末現在)

2024年	11月	「でんさいライト」サービスの取扱開始
	8月	創業100周年を迎える
	11月	理事長・森垣裕孝が旭日双光章を受章
	10月	「相続センター」を本部に開設
	3月	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「令和4年度地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「NPO法人と連携した但馬2次医療圏域における持続可能な医療福祉提供体制の再構築支援事業」の事例が認定
2023年	3月	中山支店を廃店し、但東支店へ業務を承継
	11月	電子交換所開設に伴い手形・小切手の電子交換を開始
	11月	ソーシャル企業認証制度に参画し、S認証の申請受付を開始
	10月	和田山北支店を廃店し、和田山支店へ業務を承継
2022年	3月	日本銀行国債代理業務の取扱を終了し、国債代理店を廃止
	11月	環境・社会課題解決を目指す「インパクト志向金融宣言」に署名
	9月	磁気の影響を受けにくいHi-Co（ハイコ）通帳を取扱開始
	6月	公式Instagramページを開設
	4月	第10次中期（3ヵ年）経営計画「原点回帰～新たな扉を開くための挑戦～「スピードと実行力」」をスタート
2021年	3月	内閣府の令和2年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「観光客が減少していた温泉地の活性化支援」の事例が認定
	11月	インターネットバンキング専用サポートダイヤル「しんきんJヘルプデスク」のサービス開始
	7月	WEB完結型ローンの取扱開始
	7月	非対面型の経営支援プラットフォーム「たんしんBigAdvance」を取扱開始
	5月	内閣府の令和元年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「地域クラウド交流会」の事例が認定
2020年	4月	SDGsの取組み（SDGs宣言）をホームページで公表
	3月	美方支店を廃店し、村岡支店へ業務を承継
	3月	新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口を設置
	10月	たんしん通帳アプリ（通帳レス口座）取扱開始
2019年	7月	日本財団「わがまち基金」を活用した豊岡産産次世代後継者への実践型プロジェクト「若手育成塾」開講

2019年	2月	法人インターネットバンキングにおけるAPI連携を開始
	10月	ATMの当日振込時間拡大及びインターネットバンキングの24時間稼働を開始
	4月	公式Facebookページを公開
	3月	本店増築棟の竣工式を挙行、ATM・貸金庫をリニューアル
	2月	内閣府の平成29年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「プロ人材を活用した豊岡産業界のブランド力向上および販路開拓等の支援事業」の事例が認定
2018年	1月	一般社団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、城崎まちづくりファンド有限責任事業組合を設立
	6月	信託契約代理業務の取扱開始
2017年	5月	八鹿支店をリニューアルオープン
	6月	会長・宮垣和生、理事長・森垣裕孝就任
2016年	1月	マイナンバー制度開始に伴うマイナンバーの取扱開始
	6月	預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止（預手プラン）の実施
2015年	5月	本店リニューアル及び受付発券機導入、本部受付設置
	7月	竹田支店が移転オープン
	6月	「湯村温泉及び周辺地域観光活性化研究事業」の取組み等が、一般社団法人全国信用金庫協会主催の第17回信用金庫社会貢献賞において「Face to Face賞」を受賞
2014年	5月	でんさいネットサービスの取扱を開始
2013年	9月	京都府福知山市に福知山支店を開設
	5月	新オンラインシステムを稼働（自営システムから信金大阪共同事務センター事業組合に加盟）
	3月	京都府福知山市及び京丹後市の一部が営業地区に認可
2012年	3月	姫路支店が移転オープン
	11月	豊岡西支店が移転オープン
2011年	10月	豊岡北支店が移転オープン
	11月	豊岡北支店市場出張所、糸井支店を廃店し、豊岡北支店、和田山北支店へ業務を承継
	10月	豊岡東支店を廃店し、本店営業部へ業務を承継
2010年	10月	姫路北支店が新築オープン
	6月	延末支店を開設
2009年	4月	第3分野保険商品取扱を開始
2008年	3月	城崎支店、山東支店が新築オープン
2007年	5月	生体認証付ICキャッシュカードの取扱開始
2006年	3月	広谷支店が移転オープン
	3月	預金量4,000億円達成
2005年	3月	法人キャッシュカードの取扱開始
	10月	台風23号による浸水等により4支店1出張所及び店外ATM22カ所を臨時休業

2004年	1月	マルチペイメントネットワークの取扱開始
	9月	香住支店が移転オープン
2003年	2月	個人向け国債窓口販売業務の取扱開始
	10月	生命保険の取扱を開始
2002年	10月	確定拠出年金（個人型）の取扱を開始
	4月	確定拠出年金（企業型）の取扱を開始
2001年	4月	たんしん地域振興基金が「たんしん経営塾」を開講
	12月	損害保険の取扱を開始
	10月	しんきんゼロネットサービスを稼働
	10月	全店WAN「たんしんネットワーク」を稼働
2000年	4月	ホームページ開設およびインターネットバンキング、モバイルバンキングの取扱を開始
	3月	デビットカードサービス取扱開始
	12月	投資信託の取扱を開始
1998年	2月	ATMコーナー祝日稼働
	10月	ATM振込全店で稼働
1997年	3月	「財団法人たんしん地域振興基金」設立
	5月	飾磨郡夢前町を営業地区に拡張
1996年	5月	理事長・宮垣和生就任
1995年	11月	県外初店舗として久美浜支店を開設
	10月	預金金利の完全自由化スタート
	4月	キャッシュコーナー休日稼働の無人化運行開始
1994年	3月	預金量3,000億円達成
1993年	7月	湯村支店を開設
	12月	ファクシミリ為替集中処理システムを稼働
	9月	ATMIによる為替振込業務の取扱開始
1992年	5月	京都府丹後地区3町（熊野郡久美浜町、竹野郡網野町、中郡峰山町）を営業地区に拡張
	12月	日本銀行との貸出取引開始
1991年	2月	サンデーバンキング業務の取扱開始（6カ店）
1990年	11月	糸井支店を開設
1989年	10月	外国為替公認銀行の業務取扱開始

1988年	5月	会長・宮垣貞雄、理事長・岩本栄就任
	5月	預金量2,000億円達成
1987年	9月	カードローンの取扱開始
1986年	10月	八鹿信用金庫と合併し、八鹿支店、広谷支店、村岡支店、大屋支店、関宮支店、美方支店、八鹿支店仲出張所を設置
1985年	4月	譲渡性預金の取扱開始
1984年	6月	揖保郡太子町を営業地区に拡張
	7月	外貨両替業務の取扱開始
1983年	6月	国債等窓口販売業務の取扱開始
1980年	12月	預金量1,000億円達成
1979年	10月	現金自動支払機（CD）の設置開始
1977年	9月	オンラインの稼働開始
1975年	2月	高砂市、加古川市を営業地区に拡張
	12月	本店を新築移転
1974年	12月	創業50周年記念式典を挙行
	10月	姫路市、神崎郡を営業地区に拡張
1972年	4月	日本銀行国債代理店業務の取扱開始
1971年	11月	日本銀行歳入代理店の業務取扱開始
1970年	12月	日本銀行と当座預金取引開始
1967年	6月	営業地区を但馬一円（1市5郡）に拡張
1964年	5月	理事長・宮垣貞雄就任
1957年	6月	出石信用金庫を吸収合併し、出石支店を設置
	7月	南但信用金庫を吸収合併し、和田山支店、竹田支店、山東支店を設置
1954年	6月	内国為替業務を取扱開始
1951年	10月	信用金庫法に基づき但馬信用金庫に組織変更
1950年	4月	中小企業等協同組合法に基づき豊岡信用組合に組織変更

1925年	1月	産業組合法に基づき有限責任豊岡信用組合に名称変更
1924年	8月	産業組合法に基づき有限責任信用組合豊岡同業社設立

(大正13年)

# お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

## 「内部統制基本方針」の概要について

当金庫では業務の健全性・適切性を確保するための体制として「内部統制基本方針」を策定し、下記の体制整備に努めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員に対する当金庫の監事の指示の実効性の確保に関する事項
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

なお、当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

### コンプライアンス体制の整備について

当金庫では、法令等遵守に係る基本方針・規程を「コンプライアンスに関する規程」として定め、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス委員会規程」を制定し、コンプライアンス体制の推進を図る機関である「コンプライアンス委員会」を原則月1回開催しています。また、コンプライアンス職場内研修を月1回行い、コンプライアンスに対する意識の向上を図っています。さらに公益通報者保護制度に基づく専用窓口を、金庫内部だけでなく金庫外部の法律事務所にも設置して、コンプライアンスホットラインの有効性を確保しています。

### リスク管理体制の整備について

当金庫では、適切なリスク管理を実現するため、「統合的リスク管理の基本方針」の中でその基本方針を定め、更にリスク管理の体制等を定めた「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程とし、具体的なリスク管理を統合的に進めるため「ALM委員会」を原則月1回開催して報告しています。また、統合的リスク管理の状況を定期的に常勤理事会及び理事会へ報告しています。

### 理事会による監督体制について

当金庫では、「理事会規程」に基づき、「理事会」を3か月に1回以上開催し、当金庫の経営方針及び業務戦略に関する重要な事項については理事会で執行決定していますが、一部議案についても予め常勤理事及び監事で構成する「常勤理事会」において議論を行った上で、理事会で執行決定を行っています。さらに理事会は、各理事の職務の執行状況について報告させる体制としています。

### 監事への報告体制について

当金庫では、監事は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会及びその他の重要な委員会等に出席しています。また、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部署、コンプライアンス統括部署の管理者等との緊密な連携を図り、必要に応じて情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めています。また、監事についても公益通報者保護の通報窓口とすることにより、有効性を確保する体制としています。

## 統合的リスク管理態勢について

顧客ニーズの多様化や金融の自由化・国際化の進展等により、金融機関を取り巻くリスクは一段と多様化・複雑化しています。このような環境下において、**たしん**ではリスク管理を経営上の最重要課題と位置付け、当金庫の保有するリスクについて、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金庫の経営体力（自己資本）と比較・参照することによって、リスク管理を行う「統合的リスク管理態勢」を構築しています。

そして、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る観点から、統合的リスク管理態勢の更なる強化・充実に取り組んでいます。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の経営・財務状況の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となって、損失を被るリスクのことをいいます。**たしん**では、貸出資産の健全性を維持・向上させるために、事業支援部は営業店と連携し、取引先の経営状況の改善のためのサポートを実施しています。また、融資部においては、随時自己査定態勢を構築することで、より効率的かつ効果的なリスク管理に努めています。そして、貸出資産の査定については、取引先の実態を踏まえ、正確な自己査定を実施して、資産の分類、適正な償却・引当を行っています。さらに研修等を通じ、職員の与信判断能力・経営改善支援能力等の強化を図っています。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株式や投資信託等の価格、為替等の様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。**たしん**では、市場リスクを「預金・貸出金の金利リスク」「預け金・有価証券の金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」に区分し、担当部署を置いて管理しています。また、ALM委員会を定期的に開催し、これらのリスクに適切に対応するように努めています。

- \* 「預金・貸出金の金利リスク」「預け金・有価証券の金利リスク」とは、市場金利の変動により、資産・負債（預金・貸出金・預け金・有価証券等）の価値や将来収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ・ 「価格変動リスク」とは、有価証券等の価格の変動に伴い、資産価格が減少するリスクのことです。
- ・ 「為替リスク」とは、為替相場の変動により、外貨建資産・負債の価値が当初予定されていた価格と相違することで損失が生じるリスクのことです。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）と、運用と調達の間 mismatches や予期せぬ資金流出等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことをいいます。

**たしん**では、ALM委員会を定期的に開催し、これらのリスクに適切に対応するように努めています。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務遂行上の過程において、内部プロセス、人、システムが不適切もしくは機能しないこと、または外発的な事象により、損失を被るリスクのことをいいます。

**たしん**では、下記の項目について、オペレーショナル・リスク管理態勢を構築しております。

### ●事務リスク

事務リスクとは、業務上の事務ミスや不正により損失を被るリスクのことです。

**たしん**では、事務に関する規則等を整備して研修・指導等を通じ職員の事務能力の向上を図ることにより、正確な事務処理の徹底と不正行為の発生防止に努めています。また、監査部による立入検査を実施して内部牽制を図るとともに、自店内でも相互牽制と事務ミスの早期発見のため定期的に店内検査を行っています。

### ●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止・誤作動や不正使用、さらにはサイバー攻撃等の発生により損失を被るリスクのことです。

**たしん**では、一般社団法人しんきん共同センターへ加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターはコンピュータ・通信回線の二重化およびバックアップセンターの設置等により、大規模災害等の不測の事態に備えて万全の態勢を構築しています。また、当金庫の情報資産について各種規程・取扱要領等を制定し、厳正な情報管理を行う等、十分な管理態勢を構築しています。

### ●法務リスク

法務リスクとは、金融機関の経営や顧客とのお取引等において、法令や内部規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、金融機関の信用失墜や法的な責任追及を受けることにより、損失を被るリスクのことです。

**たしん**では、コンプライアンス態勢の整備を行い、遵法精神の醸成に努めるとともに、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、損害の未然防止、極小化を図り、信用の維持、確保に努めています。

### ●風評リスク

風評リスクとは、インターネット掲示板や電子メール、SNS等による根拠のない噂の流布やマスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から金融機関に対する評判が悪化し、有形無形の損失を被るリスクのことです。

**たしん**では、「地域になくてはならない金融機関」とお客様に感じていただけるよう、常日頃から従業員が日常業務や地域との関わりを通じて、お客様との強い信頼関係の構築に励んでいます。さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当金庫の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様動向の変化を注視するなど、モニタリングの実施にも力を入れています。また、イメージ向上に向け、Facebookページの運営など積極的な広報活動も展開しています。

### ●人的リスク

人的リスクとは、職員による不適切な行為、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等）、労働災害およびメンタルヘルス不全等から生じる損失・損害等を被るリスクのことです。

**たしん**では、職員の安全衛生を確保し、公平かつ透明性の高い人事制度の運用を行うべく日々取り組みを行っており、今後も法改正、社会的要請に適時対応し、より一層の態勢整備に努めます。

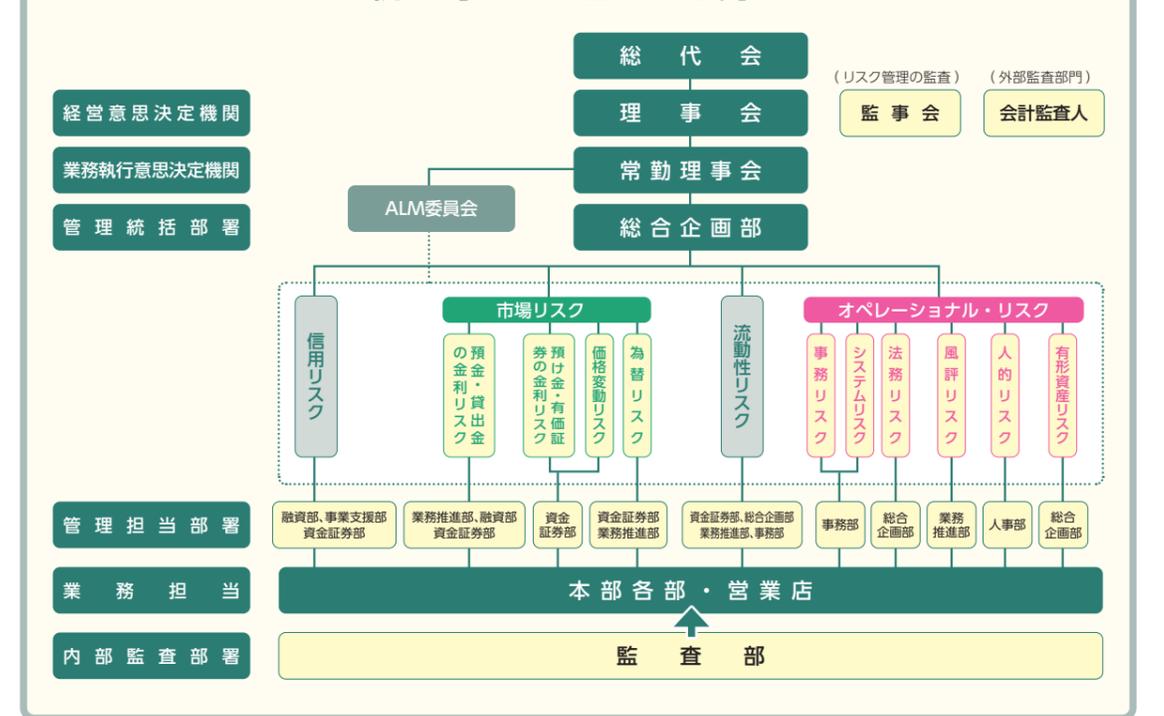
### ●有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、損失を被るリスクのことです。

**たしん**では、防犯訓練に加え、地震災害等によりオンラインシステムが稼働しない場合を想定して、業務継続計画に基づく訓練を実施し、災害等に備えた態勢強化に努めています。

## 統合的リスク管理の態勢図

(2025年6月末現在)



# お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

## 法令等遵守（コンプライアンス）態勢について

「コンプライアンス」とは、「法令やルール、社会的規範」を遵守することです。**たしん**は、「中小企業の健全な育成、地域社会の繁栄に奉仕する」という高い社会的使命を全うするためには、この「コンプライアンス」に徹した経営が必要不可欠であると考え、日々その実践に取り組んでいます。具体的には専務理事を委員長、本部各部長を委員、営業店長・本部次席を推進委員として「コンプライアンス委員会」を設置し、金庫内のコンプライアンス全般に関する議論を行うとともに以下の取り組みを行っています。

### 基本方針

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。
3. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. コンプライアンス違反行為の通報および公益通報者保護法に基づく従業者等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図ります。

#### 法令・社会的な要請等への対応

諸法令の制定・改正等に対し、規程等の整備などの迅速な対応を行っています。また、相談・苦情・要望・問合せの受付専用電話を本部に設置し、お客様からの苦情等を含めた顧客サポート全般に、誠意を持って対応にあたっています。

また、公益通報者保護法に規定する公益（内部）通報に対応するために、金庫内および金庫外に通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る態勢を整備しています。

#### 職員教育・啓蒙活動

研修会、セミナーを開催するとともに、各職場においても定期的な勉強会を実施するなど、積極的な取り組みを行っています。知識習得を補完するものとして、外部試験を受験させるなど、自己啓発にも力を入れています。

#### コンプライアンスに関する規程、プログラム、マニュアルの作成・実践

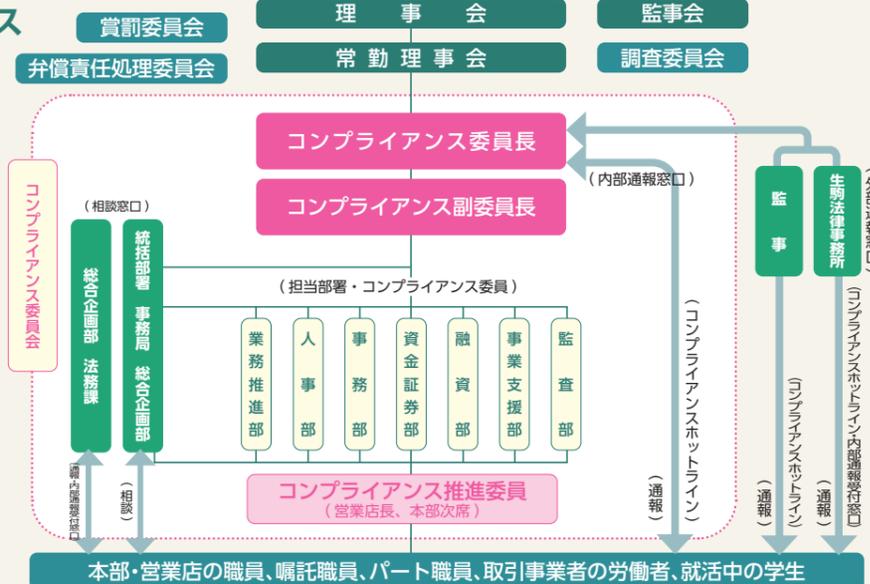
コンプライアンスに関する基本方針や態勢等を定めた「コンプライアンスに関する規程」を制定し、実践計画書として「コンプライアンス・プログラム」と、実践のための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成して全職員に配付し、コンプライアンスの実践に努めています。

#### 遵守状況に係る点検

内部監査や本部検査、自主点検、本部指導を通じてコンプライアンスの実践状況の点検を行い、その結果を今後の施策に役立てています。

## コンプライアンス態勢図

(2025年6月末現在)



## 個人情報保護に関する取り組み

当金庫は、お客様に安心してお取引いただくために、「個人情報保護宣言」を公表し、個人情報の取扱いについての規程、要領等を整備し、全職員に周知徹底するとともに、個人情報保護のためのシステムを導入するなど、強固な管理態勢を構築し、個人情報の適切な保護に努めています。

### 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

但馬信用金庫

### 1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ  
〈例〉顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号  
〈例〉運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

### 2.個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得  
当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤続先・勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

(2) 個人情報等の利用目的  
当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる適当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者へ提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や業務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑨ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑩ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑪ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑫ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止  
当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

### 3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 4.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正・追加、削除ご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

### 5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定められていますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれをおそれる場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制限を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

・リンクについては、当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報の保護についての責任はリンク先にあります。

・クッキーについては、当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っていません。（クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。）

### 6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・ICキャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・配当金振込通知書、業務報告書等の発送に関わる事務
- ・コム（出力情報をマイクロフィルムに記録したもの）等の作成に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供先の第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が提供する個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

\* 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が提供する個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供いたします。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①、②の事項について、事後的に提供先の第三者が提供する個人情報の保護のための措置等については情報提供が可能な場合となつた場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

### 8.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情対応に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫、お客様相談係までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】  
**但馬信用金庫 お客様相談係**  
住 所：〒668-8655 兵庫県豊岡市中央町17番8号  
電話番号：0120-839-939 FAX：0796-24-1839  
Eメール：customer@tanshin.co.jp

お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

# お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

## 金融犯罪対策について

金融犯罪の防止に向け、組織的な対応の重要性を全従業員が認識するとともに、管理態勢を整備・確立し、有効に機能させるために遵守すべき基本方針を「金融犯罪対策ポリシー」を定めています。

### 金融犯罪対策ポリシー

但馬信用金庫は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与、拡散金融、特殊詐欺等のあらゆる金融犯罪（以下、これらを総称して「金融犯罪」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針  
理事会は、金融犯罪の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、金融犯罪の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働して金融犯罪のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、金融犯罪リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、金融犯罪リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、金融犯罪リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。  
また当金庫の金融犯罪リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、金融犯罪対策の実効性を高める対応態勢を構築します。
2. 管理態勢  
当金庫における金融犯罪対策の統括部署は総合企画部とし、総合企画部が関係する各部や営業店等と連携を図り金融犯罪対策に取り組めます。  
また総合企画部担当役員および総合企画部、関係する各部で構成する金融犯罪対策委員会を設置し、金融犯罪対策を経営の重要課題の一つとして、金融犯罪対策に関する取組みを促進し、継続して態勢強化を図ります。
3. リスクベース・アプローチ  
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面している金融犯罪に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針  
適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析する等、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
5. 疑わしい取引の届出  
営業部門からの報告、またはシステムによるフィルタリング・モニタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 経済制裁および資産凍結の措置  
国内外の法令等に基づいて、経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修  
継続的な研修を通じて、役職員の金融犯罪に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証  
金融犯罪対策の管理態勢について、管理部門により営業部門、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進  
新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して周知、広報活動に取り組めます。
10. 口座売買の禁止  
口座売買は重大な犯罪であることを顧客に周知し、不正利用を防ぐとともに、金融犯罪に対しては厳格な対応を実施します。
11. 警察や関係機関との連携  
複雑化・巧妙化する金融犯罪等に対して、警察や関係機関と連携して対策を強化します。また、当金庫が疑わしいと判断した場合や犯罪被害が疑われる場合は、顧客の意向に関わらず、警察等と連携して対応することがあります。

以上

## 利益相反管理に係る態勢について

当金庫とお客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引について適切に管理することで、お客様の利益を保護し、多様で質の高い金融サービスを提供することを目的に顧客保護等に係る管理態勢を整備しています。

### 利益相反管理方針の概要

### 但馬信用金庫

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより適切に利益相反管理を行います。
  - (1) 管理対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - (2) 管理対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - (3) 管理対象取引を行う部署と顧客との取引を行う部署を分離する方法
  - (4) 管理対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。  
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

## 苦情対応措置・紛争解決措置等の概要

(金融ADR制度\*への対応)

当金庫は、お客様からの苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に公正かつ確に対応するために以下の方針を定めるとともに、業務運営態勢・内部規則を整備しています。

1. 苦情等を受付けた場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平に苦情原因の解決に努めます。
3. 苦情等については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署にて承ります。

但馬信用金庫  
総合企画部  
住所／豊岡市中央町17番8号  
電話番号／0120-839-939 FAX番号／0796-24-1839  
受付時間／月～金 9:00～17:00(祝日、12月31日～1月3日を除く)  
受付方法／電話、FAX、手紙、面談、電子メール(customer@tanshin.co.jp)

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめ、兵庫県弁護士会が設置運営する紛争解決センターでも苦情等を受付けています。詳しくは上記、総合企画部にご相談ください。

名称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	兵庫県弁護士会 紛争解決センター
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル 11階	〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内
電話番号	03-3517-5825	078-341-8227
受付日時	月～金 9:00～17:00 (祝日、12月31日～1月3日を除く)	月～金 10:00～17:00 (祝日、お盆、12月31日～1月3日を除く)
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

\*金融ADRとは、金融機関の業務に関する苦情や紛争を解決するための裁判外紛争解決手続のことをいいます。裁判を起こさず、第三者に仲立ちしてもらいながら当事者同士が話し合いで和解の道を探り、解決を目指す手続や制度のことを指します。

☆当金庫における苦情対応措置・紛争解決措置等の概要は、ホームページに公表しています。(https://www.tanshin.co.jp/)

## 反社会的勢力に対する基本方針について

私たち但馬信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

# お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

## 金融円滑化に向けた取組みについて

当金庫は、中小企業等金融円滑化について、資金繰りが厳しい中小企業や住宅ローンの返済が困難になった個人のお客様から、借入金の返済猶予などの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様が抱えている問題を十分にお聞きし、解決に向けて迅速かつ真摯に取り組んでいます。

そのために、当金庫では、金融円滑化に関する相談窓口を全店舗に設置し、本部には苦情相談窓口を設置して、電話による対応を行っています。

取組みについての基本方針および2025年3月末の実績については、ホームページで公表しています。

### 金融円滑化の実効性を確保するための当金庫の主な取組みをお知らせします。

1. 融資部を責任部署とし、営業店にも金融円滑化相談責任者・金融円滑化相談担当者を決め、役割を明確にして、組織全体で取組みを行っています。
2. 事業支援部に経営改善支援グループを組織して、中小企業の経営相談・経営指導および経営改善に向けた支援を行っています。
3. 平成21年12月から、各営業店に金融円滑化相談窓口を設置し、お客様からの金融円滑化の相談に応じる態勢を整備しています。（相談窓口については、下記の金融円滑化相談窓口の設置状況をご覧ください。）
4. 融資部に金融円滑化に係る貸付条件の変更等に関する苦情相談窓口を設置して、電話による苦情等の受付を行っています。
5. 営業店において真摯・適切に金融円滑化への対応をしているか、融資部の営業店臨店により指導・指示し実効性を確保するように努めています。
6. 事業再生支援では、各企業の置かれているライフステージ毎の課題を解決する最適なソリューションを提案する等のコンサルティング機能を発揮することが求められていますので、支店長や担当役員、担当者を対象とした各種勉強会の開催、通信教育講座の受講、経営改善計画作成支援により事業再生の実効性を確保するように努めています。

## 金融円滑化相談窓口の設置状況

平日相談窓口	ご来店の場合 当金庫の本支店の営業時間内（9:00～15:00） お電話の場合 当金庫の本支店（9:00～17:00）
苦情相談窓口 （平日のみ）	貸付条件の変更等 フリーダイヤル 0120-839-939（9:00～17:00）

## 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」および事業承継時に焦点を当てた「『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を策定しています。

当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドライン（特則を含む）が適用されることとなります。当金庫では、ガイドラインの趣旨を踏まえて「経営者保証に関する取組方針」を定めております。また、中小企業の経営者の方からの個人保証（経営者保証）に関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

### 経営者保証に関する取組方針

但馬信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために以下のとおり取り組めます。

1. お客様から融資等のお申込みを受けた場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向をふまえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. お客様との対話や経営相談を通じて事業内容を理解し、その持続性、成長性などを含む事業性を踏まえて保証契約の必要性を検討します。

4. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
5. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
6. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
7. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。  
以上

相談窓口 フリーダイヤル 0120-839-939 [受付時間] (平日) 9:00～17:00

## お客様本位の業務運営に関する取組方針について

当金庫はお客様からの信頼を第一に、お客様のニーズに合った金融商品・サービスの提供に努めるための行動指針として、お客様本位の業務運営に関する下記の取組方針を策定いたしました。本方針は当金庫の全ての従業員が遵守し、業務運営に取り組むいたします。

1. お客様の最善の利益の追求  
当金庫は、高い専門性と職業倫理をもってお客様の最善の利益を図るため、お客様のご意向やライフプランに応じた適切な金融商品・各種サービスの提供を行ってまいります。また、お客様の中長期的な資産形成と安定的な資産運用を実現していくため、適切な情報提供およびアフターフォロー等を行ってまいります。  
なお、当金庫はお客様とのお取引に際し、お客様本位の良質な金融商品・各種サービスの提供を行い、お客様の最善の利益を図ることにより、当金庫の安定したお客様基盤と収益の確保につなげていくことを目指してまいります。
2. 利益相反の適切な管理  
お客様の利益が不当に害されることがないように、お客様とのお取引について利益相反管理を適切に行ってまいります。なお、利益相反管理につきましては、別に公表しております「利益相反管理方針」に基づいて対応いたします。
3. 手数料等の明確化  
お客様にご負担いただく手数料やその他費用について、分かりやすく説明してまいります。また、お客様にご負担いただく手数料の他に保険会社等から当金庫に支払われる手数料についても分かりやすく説明するよう努めてまいります。
4. 重要な情報の分かりやすい提供  
金融商品の内容やリスク・取引条件・想定するお客様の属性・商品の選定理由などの情報について、お客様の知識・経験等に十分に配慮した上で、重要情報シート等を用いて分かりやすく丁寧な説明を行ってまいります。また、経済環境・市場動向等の変化やお客様のご意向の変化に応じて、適切な情報の提供を行ってまいります。
5. お客様にふさわしいサービスの提供  
当金庫は、お客様の資産状況・運用経験・知識および運用目的・ご意向等を十分にお聞きしたうえで、ライフプランも踏まえて適合性を判断し、お客様にふさわしい金融商品・各種サービスのご提案を行ってまいります。運用経験の少ないお客様やご高齢のお客様には、商品特性・リスク等を十分に理解していただくため、より丁寧に分かりやすい説明を行ってまいります。また、お客様の多様なニーズに応え、最適な商品を選択いただけるよう商品ラインアップの充実にも努めてまいります。  
なお、当金庫は、金融商品の提供・管理における顧客本位の業務運営の質を向上させるため、金融商品の組成に携わる金融事業者とも連携し、プロダクトガバナンス（お客様の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）を確保してまいります。
6. 職員に対する適切な動機づけ  
お客様の多様なニーズにお応えするために商品や投資環境に関する知識・スキルの強化、コンサルティング能力向上に向けた教育・研修の充実に努めてまいります。また、「お客様本位の業務運営」の定着・徹底に向けた業績評価制度の整備に努めてまいります。  
以上

## 金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。  
（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。  
以上

また、当金庫では、生命保険・損害保険商品および第三分野商品（ガン・医療・自動車保険）の適切な募集を行うための方針として、別途「保険募集指針」を定め、お客様に保険商品をお勧めするにあたり、各種法令等を遵守し適正な保険募集に努めております。

# お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

## 金融犯罪の防止について

口座の不正開設・不正利用やカードの盗難・偽造、「振り込め詐欺」等により、不正に預金を引出す犯罪が多発しています。当金庫では、お客様に「安心」かつ「安全」にお取引いただくために、以下のような対策を実施しています。

### 窓口での取引時確認

口座開設時、10万円を超える現金振込み時などには、犯罪収益移転防止法等の定めにより、運転免許証などによる取引時確認を厳正に行っています。

### ICキャッシュカード（生体認証付）の取扱い

ICキャッシュカードは、暗証番号に加え、お客様の手のひら静脈による本人確認が行えますので、カードの磁気データだけを不正に入手する「スキミング犯罪」にも効果的です。

### ATMによる暗証番号の変更サービス

類推されやすいキャッシュカードの暗証番号を使用されているお客様には、ATM取引時に暗証番号の変更をお勧めするメッセージを表示しています。ATMで暗証番号を変更することができますのでご利用ください。

### キャッシュカードでの一日あたりのお引出し・振込限度額

万一の場合に被害額を最小限に止めるために、一日あたりのお引出し・振込限度額を設定しています。

区 分	一日の 出金限度額 <sup>(※)</sup>	一日の 振込限度額
磁気キャッシュカード	50万円	300万円
ICキャッシュカード (生体認証機能付き)	100万円 (200万円)	300万円

(※)お客様のご希望により、ATMで口座ごとに上記の表の限度額以内で、更に限度額を引上げることができます。(ただし、引下げた限度額を戻す(引上げる)場合は、窓口でのお手続きが必要となりますので、営業店の窓口にお申し出ください。)

## 特殊詐欺被害防止のため、ATMでの取引を一部制限しています。(※)

### <ATM出金限度額の制限>

70歳以上で1年以上他行庫・コンビニATMのご利用がない個人のお客様について、他行庫・コンビニATMの1日の現金出金限度額を5万円に制限しています。

### <ATM振込の制限>

60歳以上の個人、個人事業主のお客様で、過去3年間にATM振込をされていないお客様については、ATM振込のご利用を停止しています。

(※) 必要に応じ制限を解除することもできますので、営業店窓口にお申し出ください。

## キャッシュカードの偽造・盗難被害への補償

万一、個人のお客様がキャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害に遭われた場合は、「預金者保護法」に基づき、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害の全部または一部について当金庫が補償いたしかねるケースがございますのでご注意ください。

### カード・通帳等を偽造・盗難・紛失された場合は

通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等のご連絡は、365日、24時間受付しております。

- 平日の9:00~17:00まで お取引店(カード発行店)又は、フリーダイヤル 0120-839-939  
にご連絡下さい
- 平日の9:00までと17:00以降、及び土・日・祝日  
06-6454-6631(しんきんATM監視センター)にご連絡下さい

## 「振り込め詐欺等、特殊詐欺」被害への対応

万一、振り込め詐欺に遭われた場合は、「振り込め詐欺救済法」に基づき対応させていただきます。被害に遭われたお客様は、直ちに警察等の捜査機関に連絡いただくとともに、振込先の金融機関へご連絡ください。

当金庫の口座に振り込まれた場合には、下記にてご相談をお受けします。

- お問い合わせ窓口  
(受付時間:平日/9:00~17:00)
- 当金庫 フリーダイヤル 0120-839-939
  - 当金庫 本店(62ページをご覧ください)

他金融機関の口座に振り込まれた場合には、該当する金融機関へご連絡ください。

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、平成20年6月21日に施行された法律で、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、その口座に滞留している犯罪被害金を返還する手続きを定めたものです。被害者の方の手続きの流れ、犯罪利用預金口座等の情報は、「預金保険機構」のホームページにてご覧いただけます。(https://furikomesagi.dic.go.jp/)